

[参考] 三木市長の資産公開について

「政治倫理の確立のための国会議員の資産等の公開等に関する法律」(平成4年12月)及び「政治倫理の確立のための三木市長の資産等の公開に関する条例」(平成7年12月条例第27号)に基づき、三木市長の資産等を公開します。

1 公開日、公開場所

- (1) 公開日 12月11日(月)から閲覧開始
- (2) 公開場所 執務時間中、秘書課において閲覧に供する
(公開する)こととします。

2 資産等報告書の要領

(1) 資産等報告書

任期開始の日において有する資産等について、資産等報告書を同日から起算して100日を経過する日までに作成しなければならない。